

令和7年度 都立あきる野学園 部活動設置要項

令和7年4月21日
校 長 決 定

1 設置する部活動

- (1) 肢体不自由教育部門 課外活動部
- (2) 知的障害教育部門 球技部
- (3) 知的障害教育部門 バスケットボール部
- (4) 知的障害教育部門 イラスト部
- (5) 知的障害教育部門 音楽部

2 入部対象児童生徒

- (1) 課外活動部：肢体不自由教育部門小学部児童及び中学部・高等部生徒の希望者
- (2) 球技部：知的障害教育部門高等部生徒の希望者
- (3) バスケットボール部：知的障害教育部門高等部生徒の希望者
- (4) イラスト部：知的障害教育部門高等部生徒の希望者
- (5) 音楽部：知的障害教育部門高等部生徒の希望者

3 ねらい＜全体＞

課外活動として、学部(A 部門のみ)、学年、学級の所属を離れ、共通の興味・関心をもった生徒の集団で部を組織する。活動においては、文化的、体育的な研究や練習を通して、豊かな個性や健康な身体を養うとともに、望ましい人間関係を育てることをねらいとする。

(1) 肢体不自由教育部門活動のねらい

- ・活動を通して、児童・生徒同士の交流を深める。
- ・体力の向上と健康の維持を図ると共に健全な態度を育てる。
- ・スポーツの楽しさを味わい、生活を豊かにする機会とする。
- ・大会などへの参加を通して経験の幅を広げ、多くの人と触れ合う機会とする。

(2) 知的障害教育部門のねらい

- ・部活動を通して、社会生活に必要な態度やマナー、協調性を養う。
- ・部活動を通して、自分の興味・関心の幅を広げ、余暇利用に役立てる。

ア 知的障害教育部門球技部のねらい

- ・主体的に活動に参加し、技術能力向上のため積極的に活動する態度を育てる。

イ 知的障害教育部門バスケットボール部のねらい

- ・同じ目標に向かう集団の一員として活動することで、チームワークや礼儀を学ぶ。
- ・バスケットボールを通して、挑戦する気持ちや自己の課題を解決しようとする気持ちを育む。

ウ 知的障害教育部門イラスト部のねらい

- ・表現活動を通して、楽しく創作活動を行う態度を育てる。
- ・作品を多くの方に見ていただくことで、自尊感情を高める。

エ 知的障害教育部門音楽部のねらい

- ・歌唱や楽器の演奏、身体表現、観賞を通して、音楽的情操や感性を養う。
- ・生徒同士で楽器の準備や片づけを協力して行うことで、自主性や協調性を高める。

4 指導の方針

(1) 肢体不自由教育部門 課外活動部

① 指導体制

顧問	1 名	教諭	複数名	外部指導員	なし
----	-----	----	-----	-------	----

② 入部条件

- ・肢体不自由教育部門小学部4年生以上の児童・生徒を対象とする。
- ・日頃の授業に主体的に取り組んでおり、日頃の学習活動に影響が出ないこと。
- ・常に学校生活の決まりを守れること。
- ・送迎・トイレ・着替え・水分補給・医療的ケアなど、介助や援助が必要な場合、保護者・ヘルパー・ボランティアの支援を受けられる児童・生徒。

※ 入部希望があった児童生徒の中で、運動に制約がある児童生徒については、学校生活管理指導表、主治医意見書を指導者側で必ず確認し、記載内容によっては、入部を不可とする。

※ 原則保護者の方の付き添いをお願いする。練習時間に参加できない日程がある場合は相談を受け、教職員の体制が整い次第、参加可能といたします。(医療的ケアのある児童生徒につきましても、必ず保護者同伴とする。)

③ 指導方法

- ・児童生徒個々の体力や理解度等の実態に対応した練習課題を設定する。
- ・児童生徒の人権を尊重し、暴言及び体罰など行き過ぎた指導のない活動を展開する。
- ・学級担任及び保護者との連携を図り、個々の課題を明確にしながら指導する。

④ 年間活動計画

- ・活動内容: 陸上・ボッチャ・ハンドサッカー
- ・活動期間: 令和6年4月～令和7年3月
- ・練習時間: 9 時 30 分～12 時30分
- ・場所: 本校体育館

※ 他校や卒業生チームと練習試合を行うことがあり、その場合は、練習場所が変更になる可能性がある。

陸上、ボッチャ、ハンドサッカーについて、年間で時期を区切って行う。課外活動部としての入部届は一括で行うが、一部の競技のみの参加でも可とする。

それぞれの大会については、大会規定により中学生以上の出場となる。小学部の児童も練習への参加を受け付ける。

ア 陸上(5月～6月上旬) 障害者スポーツ大会に向けて練習を行う。

第1回	5 月 10 日(土) 練習①
第2回	5 月 31 日(土)【本番:障害者スポーツ大会】

イ ボッチャ(7月上旬～10月上旬) CAC カップに向けて練習を行う。

第1回	7 月 12 日(月)練習①
第2回	9 月 6 日(土) 練習②
第3回	9 月 20 日(土)【本番:CAC カップ】

ウ ハンドサッカー(10月中旬～3月上旬) ハンドサッカー大会に向けて練習を行う。

第 1 回	10 月 25 日(土) 【ハンドサッカー説明会・練習①】	第 4 回	1 月 17 日(土) 【練習④・練習試合】
第 2 回	12 月 6 日(土) 練習②	第 5 回	1 月 31 日(土) 練習⑤
第 3 回	12 月 13 日(土) 練習③	第 6 回	2 月 14 日(土)【本番:ハンドサッカー大会】

※第1回の活動では、練習前に説明会を実施する。

※ハンドサッカー大会について、これまでは人数が足りなかったため小学部以上の出場だったが、大会規定により、今年度は中学部以上の出場とする。ただし、小学部児童も練習や練習試合の参加を認める。

⑤活動にあたって

- ・都のガイドラインに基づき、連日の部活動は行わず、実施翌日は、休養日となるよう活動を計画する。
- ・怪我の対応について
日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適応する。
怪我の状態によっては保護者に連絡し、公立阿伎留医療センターなどへ搬送。
- ・参加児童・生徒の健康管理について
活動日前日に発熱があった場合は、参加を不可とする。
- ・児童・生徒と一緒に登校する保護者（ヘルパー、ボランティア）の健康管理について
当日の体温などの健康状況を保護者（ヘルパー、ボランティア）が各自で確認する。
- ・参加申し込みについて
「令和7年度 A 部門課外活動部活動のお知らせ」を4月上旬に配布。入部を希望する児童・生徒は「令和7年度 A 部門課外活動部入部希望届」を Forms にて提出する。

(2)知的障害教育部門 球技部

①指導体制

顧問	1 名	教諭	複数名	外部指導員	なし
----	-----	----	-----	-------	----

②入部条件

- ・運動が好きであり、放課後の活動に仲間と楽しんで参加できること。
- ・協調行動がとれること。
- ・自主通学ができること、もしくは、保護者の送迎が可能であること。

③指導方法

- ・生徒個々の体力や理解度等の実態に対応した練習課題を設定する。
- ・生徒の人権を尊重し、暴言及び体罰など行き過ぎた指導のない活動を展開する。
- ・生徒同士の助け合いや学びあいを尊重する中で、日常生活指導も含めた社会生活に向けての計画的指導を実践する。
- ・現場で起きる選手間のトラブルに対する問題解決の手段について併せて指導する。
- ・学級担任及び保護者との連携を図り、個々の課題を明確にしながら指導する。

④年間活動計画

- ・活動期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月
- ・活動曜日：毎週水曜日
- ・練習時間：15 時 40 分～16 時 25 分
- ・場所：体育館

(3)知的障害教育部門 バスケットボール部

①指導体制

顧問	1 名	教諭	複数名	外部指導員	なし
----	-----	----	-----	-------	----

②入部条件

- ・日頃の授業に主体的に取り組んでいること。また、日頃の学習活動に影響が出ないこと。
- ・常に学校生活のきまりを守れること。
- ・敵や味方、攻守、勝敗の判断や、技術の名称や行い方を理解できること。
- ・公共交通機関を使用し、指定された駅に一人で集合できること。

③指導方法

- ・生徒個々の体力や理解度等の実態に対応した練習課題を設定する。

- ・生徒の人権を尊重し、暴言及び体罰など行き過ぎた指導のない活動を展開する。
- ・生徒同士の助け合いや学びあいを尊重する中で、日常生活指導も含めた社会生活に向けての計画的指導を実践する。
- ・現場で起きる選手間のトラブルに対する問題解決の手段について併せて指導する。
- ・学級担任及び保護者との連携を図り、個々の課題を明確にしながら指導する。

④年間活動計画

- ・活動期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月
- ・活動曜日：毎週月水金曜日
- ・練習時間：15 時 40 分～16 時 40 分 ※3 月会議し実施日は 16 時 25 分までとする
- ・場所：体育館

(4)知的障害教育部門 イラスト部

①指導体制

顧問	1 名	教諭	複数名	外部指導員	なし
----	-----	----	-----	-------	----

②入部条件

- ・絵画が好きであり、放課後の活動に意欲的に参加できること。
- ・活動に集中して取り組み、周囲の状況をわきまえて行動できること。
- ・自主通学ができること、もしくは、保護者の送迎が可能であること。

③指導方法

- ・生徒個々の実態を把握し身体的特徴や能力に応じた指導を展開する。
- ・障害特性・発達段階を踏まえた表現方法や素材等の工夫に基づく指導を意識し、暴言や体罰、暴力的指導や行き過ぎた指導のない部活動を展開していく。
- ・多くの方に自分の作品を見ていただく機会を増やし、称賛を受ける等により、普段の活動に加えて喜びを感じることでできる場面を増やし、生徒の自尊感情を高める。

④年間活動計画

- ・活動期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月
- ・活動曜日：隔週木曜日
- ・練習時間：15 時 40 分～16 時 25 分
- ・場所：B 美術室

(5)知的障害教育部門 音楽部

①指導体制

顧問	1 名	教諭	複数名	外部指導員	なし
----	-----	----	-----	-------	----

②入部条件

- ・音楽が好きであり、放課後の活動に意欲的に参加できること。
- ・仲間の演奏に耳を傾け、合わせようとする気持ちがあること。
- ・自主通学ができること、もしくは、保護者の送迎が可能であること。

③指導方法

- ・生徒個々の実態を把握し身体的特徴や能力に応じた指導を展開する。
- ・障害特性・発達段階を踏まえた表現方法や素材等の工夫に基づく指導を意識し、暴言や体罰、暴力的指導や行き過ぎた指導のない部活動を展開していく。
- ・多くの方に音楽的表現を見ていただく機会を増やし、称賛を受ける等により、普段の活動に加えて喜びを感じることでできる場面を増やし、生徒の自尊感情を高める。

④年間活動計画

- ・活動期間：令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月
- ・活動曜日：隔週水曜日
- ・練習時間：15 時 40 分～16 時 25 分
- ・場所：B 音楽室

(6)B 部門(知的障害教育部門)部活動にあたって

- ①各部が定めた最小部員数を下回った場合、当該の部は1年間休部になることがある。
- ②月初めに部活動予定を配する。指導体制が取れない場合は、急きよ部活動を中止とする場合がある。
- ③土曜日及び長期休業中(夏・冬)などの休日の活動日は各部で設定した日時で活動を行うことがある。その際には、事前に保護者へ同意書を配布し、参加同意書を提出してもらう。
- ④現場実習・インターンシップ等の進路に関する実習がある場合、1日前からの部活動は原則不参加とする。但し、試合が直近である時など管理職が認める場合に限り参加を認めることがある。
- ⑤災害等における集団下校がある時の部活動は原則禁止とし、宿泊行事や校外学習の前日は当該学年の生徒の参加は原則禁止となる。
- ⑥生活指導上問題行動があった場合は、一定期間参加を認めない場合がある。また協議の結果、担任や顧問、管理職との話し合いの末に休部や退部といったことも考えられるので、社会人に向けて望ましい行動ができるように部活動に取り組んでいく。

(7)B 部門(知的障害教育部門)部活動入部手続きについて

- ①2・3年生に関しては、毎年、「入部継続届」を配布し、入部継続の意思確認を行う。また、2・3年生から新しく部活動入部を希望する生徒は、新入生と同じく体験入部を経て、「入部届」を提出する。
- ②1年生は、新入生歓迎会の部活紹介後に配布される「令和7年度 部活動体験入部書」に必要事項を記入して担任に提出する。体験入部を経験しないと入部が認められない。
- ③体験入部は希望した部で行う。体験入部を通じて、部の雰囲気や取り組み内容を確認し、本人の意志や活動を続けられるかどうか判断する。尚、入部条件に満たないと判断される場合、入部について相談させていただく場合がある。
- ④体験入部後、入部を希望する場合は担任に伝える。その後、「入部届」を配布し、入部届提出後に正式部員となる。
- ⑤兼部に関して、本校では曜日が重ならない部活動に関して、兼部という形で複数の部活に参加することを認めている。但し、条件があり、活動日が週3日を超えないということを基本とする。兼部希望をする場合は、担任まで伝える。